

犬山市議会第 37 号議案

犬山市国民健康保険税条例の一部改正について

犬山市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。

令和 7 年 4 月 8 日提出

犬山市長 原 欣 伸

（説 明）

この案を提出するのは、地方税法施行令（昭和 25 年政令第 245 号）の改正に伴い、条例の一部を改正するため必要があるからである。

犬山市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

犬山市国民健康保険税条例（平成１２年条例第１２号）の一部を次のように改正する。

第２条第２項中「６５０，０００円」を「６６０，０００円」に改め、同条第３項中「２４０，０００円」を「２６０，０００円」に改める。

第２３条第１項中「６５０，０００円」を「６６０，０００円」に、「２４０，０００円」を「２６０，０００円」に改め、同項第２号中「２９５，０００円」を「３０５，０００円」に改め、同項第３号中「５４５，０００円」を「５６０，０００円」に改める。

附 則

- １ この条例は、公布の日から施行し、改正後の犬山市国民健康保険税条例の規定は、令和７年４月１日から適用する。
- ２ 改正後の犬山市国民健康保険税条例の規定は、令和７年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和６年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

○犬山市国民健康保険税条例の一部改正のための新旧対照表

新（改正後）	旧（改正前）
（課税額） 第2条 略 2 前項第1号の基礎課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>660,000円</u>を超える場合には、基礎課税額は、<u>660,000円</u>とする。 3 第1項第2号の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>260,000円</u>を超える場合には、後期高齢者支援金等課税額は、<u>260,000円</u>とする。 4 略 （国民健康保険税の減額） 第23条 次に掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が<u>660,000円</u>を超える場合には、<u>660,000円</u>）、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる金額を減額して得た額（当該減額して得た額が<u>260,000円</u>を超える場合には、<u>260,000円</u>）並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が<u>170,000円</u>を超える場合には、<u>170,000円</u>）の合算額とする。 (1) 略 (2) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、<u>430,000円</u>（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、<u>430,000円</u>に当該給与所得者等の数から1を減じた数に<u>100,000円</u>を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき<u>305,000円</u>を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前号に該当する者を除く。） ア～カ 略 (3) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算	（課税額） 第2条 略 2 前項第1号の基礎課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>650,000円</u>を超える場合には、基礎課税額は、<u>650,000円</u>とする。 3 第1項第2号の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>240,000円</u>を超える場合には、後期高齢者支援金等課税額は、<u>240,000円</u>とする。 4 略 （国民健康保険税の減額） 第23条 次に掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が<u>650,000円</u>を超える場合には、<u>650,000円</u>）、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる金額を減額して得た額（当該減額して得た額が<u>240,000円</u>を超える場合には、<u>240,000円</u>）並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が<u>170,000円</u>を超える場合には、<u>170,000円</u>）の合算額とする。 (1) 略 (2) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、<u>430,000円</u>（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、<u>430,000円</u>に当該給与所得者等の数から1を減じた数に<u>100,000円</u>を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき<u>295,000円</u>を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前号に該当する者を除く。） ア～カ 略 (3) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算

新（改正後）	旧（改正前）
額が、430,000円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、430,000円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に100,000円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき<u>560,000円</u>を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前2号に該当する者を除く。） ア～カ 略 2及び3 略	額が、430,000円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、430,000円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に100,000円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき<u>545,000円</u>を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前2号に該当する者を除く。） ア～カ 略 2及び3 略